

違反転用に対する措置について

違反転用行為とは（農地法第51条第1項）

- 許可を受けずに農地を転用すること
- 許可を受けずに農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
- 転用許可に付した条件に違反すること
- 違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと
- 虚偽等の不正な手段による許可を受けること

違反転用に対する一般的な対応の流れ

